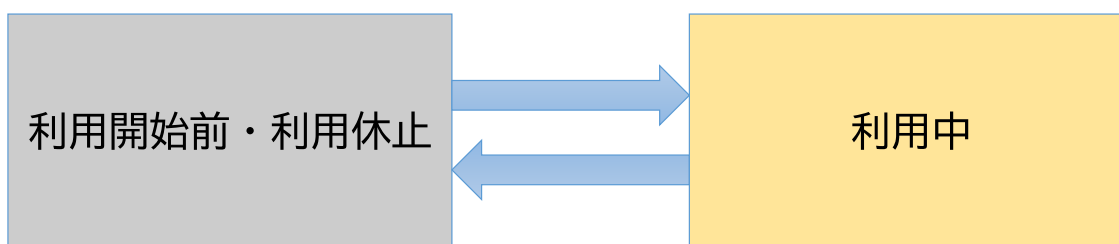


# 仕 様 書

- 1 件名  
モバイルルータ回線の提供業務（学校教育用）
- 2 履行期間  
令和8年10月1日（木）～令和11年9月30日（日）
- 3 インターネット回線の提供期間及び提供回線数
  - (1) 提供期間  
令和8年10月1日（木）～令和11年9月30日（日）
  - (2) 提供回線数  
3,869回線
- 4 SIMカードの納入期限及び場所
  - (1) 納入期限  
令和8年9月11日（金）
  - (2) 納入場所  
別紙1「学校別数量一覧」のとおり
- 5 業務の概要  
本市が所有する「（SIMフリー）モバイルWi-Fiルータ」（以下、「ルータ」という。）を使用し、受託者は4G（LTE）通信回線を提供するものである。本業務にはデータ通信を行うためのSIMカードの提供を含む。  
なお、本業務は、校外学習等の外出先での使用や、災害発生による緊急時等に家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に対して、タブレット端末及びルータを貸与し、ICT活用により在宅学習を継続できる環境を整備しておくことを主な目的としている。
- 6 使用するモバイルWi-Fiルータ
  - (1) 製造元 富士ソフト株式会社
  - (2) 商品名 +F FS030W
  - (3) 型番 FS030WMB1
- 7 データ通信の提供に係る業務要件
  - (1) 4G（LTE）で接続可能であること。
  - (2) 本業務におけるデータ通信では、音声通話による通信は行わない。
  - (3) 提供する回線は、下図「回線利用の流れ」の記載に従い利用状況を区別すること。  
ただし、単価が同一の利用状態については、区別する必要はないものとする。  
なお、利用状態については以下のとおりとする。
    - ア 利用開始前・利用休止  
月内に1GB以上のデータ通信実績がない状態。
    - イ 利用中  
月内に1GB以上のデータ通信実績がある状態。
  - (4) 提供する回線は、契約する回線ごとに下図の利用体系に沿って、通信実績等を基準に自動で切り替えができること。

- (5) 本業務では利用開始前及び利用休止中は、利用中と比べて月額料金が低額となることを想定している。利用開始前及び利用休止中は、「料金体系内訳書」に記載の単価を月額料金とすること。  
また、ユニバーサルサービス料、BBユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が必要な場合は月額料金に含めること。
- (6) 利用時は、1回線あたり月間20GB以上のLTEによるデータ通信が可能であり、20GBを超過した場合でも、速度制限（128kbps以上）を行った状態でデータ通信が可能なこと。  
また、受託者の都合により20GBを超えても速度制限を行わない場合は、その超過分の利用に係る追加料金は生じないこと。
- (7) 納入するSIMカードには、回線を識別できる番号を付番し、当該SIMカードに印字等すること。
- (8) 24時間365日の障害監視、障害受付（電話連絡窓口等）及び修理・回復を行う体制が構築されていること。
- (9) 障害発生時において迅速な障害切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。  
なお、障害発生の原因となる因果関係が、委託者のネットワーク設備または受託者の設備のいずれかの特定が困難な場合においても、原因究明には協力すること。
- (10) 障害発生時及び障害復旧時は、委託者が指定する連絡先へ電話または電子メールで速やかに通知を行うこと。
- (11) 委託者からの障害状況及び対応状況に関する問合せに対し、電話または電子メールで速やかに回答を行うこと。
- (12) 重大障害発生時は、委託者に原因と再発防止策を報告すること。
- (13) 受託者の都合による通信回線設備の工事等により、本業務のデータ通信への影響等の発生が事前に想定される場合は、緊急を要する場合を除いて、当該影響等の発生する14日前までに、委託者の指定する連絡先へ電話または電子メールで連絡すること。

図 回線利用の流れ



## 8 提出書類

提出書類	提出時期	提出方法
SIMカードの納品が確認できる書類 SIMカードに付した回線識別番号一覧	4(1)に示す納入期限	別途指定
業務完了届 通信回線の利用状況報告書（別紙2）	毎月、前月分を速やかに提出すること	

## 9 契約金額の支払いについて

- (1) 初期登録に係る契約金額は、履行期間の始期の属する月に履行が完了したものととして、これを支払う。
- (2) 受託者は、一月ごとに履行が完了した業務に対し、利用状況ごとの回線数を委託者に通知すること。ただし、単価が同一の利用状態については、それを区別する必要はない。利用状況ごとの回線数に、「料金体系内訳書」に記載の当該利用状況の単価を乗じた金額を支払う。
- (3) 月の途中で利用状況に変更が生じた回線については、その契約単価の全部（または一部）を日割で支払うことを可能とすること。日割の計算方法は、契約締結前に委託者と受託者が協議のうえ決定する。  
(例：通信障害の発生等により、月途中で一定期間回線の利用ができなかった場合について、当該期間を日割計算による精算（減額等）の対象とするかどうかの要否及びその方法については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。)

## 10 その他

- (1) SIMカードの納入にあたっては、担当課と事前に打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、電気通信事業法及び電波法に基づき、あらかじめ電気通信事業の開始の届出を行った者であること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、都度担当課と協議の上、対応すること。また、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合についても、担当課と協議の上、対応すること。

## 11 特記事項

本業務においては、実際の利用状況を正確に予測することはできないことに留意すること。

令和7年度モバイルルータ回線通信実績（別表1）を参考に算出した、想定使用数は別表2のとおり。したがって、別表2の数量等は参考値であり、本業務の利用回線数を保証するものではない。

別表1：札幌市モバイルルータ回線通信実績

単位：回線数

	未使用（1GB未満）	使用（1GB以上20GB以下）	計
令和7年4月	3,270	823	4,093
令和7年5月	2,995	1,098	4,093
令和7年6月	2,983	1,110	4,093
令和7年7月	2,859	1,234	4,093
令和7年8月	3,155	938	4,093
令和7年9月	2,869	1,224	4,093
令和7年10月	2,765	1,328	4,093
令和7年11月	2,814	1,279	4,093
令和7年12月	2,853	1,240	4,093
令和8年1月	2,985	1,108	4,093
令和8年2月	2,796	1,297	4,093
令和8年3月	2,779	1,314	4,093

計	35,123	13,993	49,116
---	--------	--------	--------

別表2：想定使用数

単位：回線数

利用状況	延べ月数 (回線数×月数)
利用開始前+利用休止	99,602
利用中	39,682

※利用状況は図「回線利用の流れ」より

※3,869回線×36月＝139,284（延べ月）

## 12 担当課

札幌市教育委員会総務部学校支援課

所在：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

電話：011-211-3826 担当：本間